

規制シート(様式)

200197001380001

平成28年12月22日

規制の名称	水質汚濁防止法による規制(排水基準の遵守、特定施設の設置等の届出、排出水の汚染状態の測定、事故時の措置)	所管府省	環境省
根拠法令等	水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令188号)、水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総・通令2号)、排水基準を定める省令(昭和46年総令35号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	水・大気環境局水環境課長 渡邊 康正
規制目的	工場及び事業場から公共用海域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によつて、公共用海域及び地下水の水質の汚濁(水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。)の防止を図り、もつて国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することにより、被害者の保護を図ることを目的とする。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> 特定施設を設置等しようとする者は、都道府県知事に届出が必要。 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出してはならない。 排出水を排出する者等は排出水等の汚染状態を測定し、その結果を記録し保存することが必要。 特定事業場等の設置者は事故が発生し有害物質等を含む水が排出等された場合は応急措置を講じるとともに、都道府県知事に遅滞なく届出が必要。 	関連する予算	排水対策推進費 (平成28年度予算 87百万円)
規制の最近の改廃経緯	排出水の汚染状態の測定結果の記録・保存義務の創設及び未記録・改ざん等への罰則の創設、事故時の措置の対象の追加(平成22年)	関連する政策評価結果	平成27年度政策評価(事後評価) https://www.env.go.jp/guide/seisaku/h27_jigo/jigo_sheet/3_3.pdf
規制を維持、改革又は新設する理由	水質汚濁防止法等の施行状況調査によると平成26年度末時点で557件の事故が届出されており、人の健康及び生活環境に係る被害を防止するために現行の規制の維持が必要。	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持 (平成22年の改正部分(事故時の措置の対象の追加等)については法の施行の状況を取りまとめ、その結果を踏まえ検討する。)
(規制を改革する場合の改革の方向性)	平成22年の改正部分(事故時の措置の対象の追加等)については法の施行の状況を取りまとめ、その結果を踏まえ検討		
見直し条項	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成22年法律第31号)附則第4条		

次の見直し時期	平成33年度
---------	--------